# 人事評価制度の導入で定着率アッフ

# ズバリ! ポイントを徹底解説!!

詪

職

中小企業庁の統計によると、新卒の3年以内離職率は、景気の良し悪しに関わらずこの10年 3割超で推移しているそう。そして意外なことに、中途採用者の3年以内離職率は新卒の1.5~2倍、 45~60%にも達するとか。企業にとって、退職者の増加はキャッシュフローに直結する死活問題。 今月は、定着率アップ!のツボを探ります。

#### 退職理由ホントのトコロ

就職・転職エージェントの調査では、 退職理由の上位は以下の通り。



- 2. 結婚、出産、介護、配偶者の転勤等、家庭の事情 ライフステージの変化
- 3. 給与等待遇への不満
- 4. 将来への不安

(昇進・昇給が見込めない、キャリアや資格が取得できない)

5. 職種が合わない

定着率を左右する主因は、職場の人間関係であること がわかります。2.ライフステージの変化と5.職種が合わ ない、への対応は困難ですが。1.3.4へ丸ごと対策でき るのが、"人事評価制度"です。

#### そもそもの原因は『疑心暗鬼』

社労士として職場トラブルの解決にあたってきた経験 から得た結論、それは評価基準がブラックボックス化す ることによる『疑心暗鬼』です。「あの人だけデスクワー クが多い」「同期なのに彼だけ昇進するのはおかしい」 「どうして自分は希望の業務につけてもらいえないの か」「あの課長はえこひいきばかりする」等。人事評価を 密室に閉じ込め、結果だけを反映すると、個々人の持つ 小さな不満が疑心暗鬼へと育っていきます。助け合うべ き同僚が足を引っ張り合ったり、他部署や上司へのヘイ トを募らせたり…。我関せずと遠巻きにしていた人も、ギ スギスした職場に嫌気がさして逃げてしまいかねませ

#### 人間関係の改善にこそ"人事評価制度"の導入を!

"人事評価制度"と聞くと、眉を顰める人が多いもので す。曰く、"実力主義""成果報酬"etc. 結果を数値のみで 測って、そこに至る努力や経過を切り捨てるものと誤解 されがち。その実態は、『評価基準の可視化』です。「な ぜデスクワークが多いのか」「なぜ一人だけ昇進するか」 「なぜ希望の業務につけないか」の"なぜ"を社内で公開

して共有する、それが人事評価制度です。

#### 蓋を開けてみれば

「有資格者だからデスクワークがメイン」「顧客満足 度が高いから昇進」「希望の業務につくためには在職年 数が足りない」。当たり前過ぎる理由ですが、評価され る社員からすれば、「理由は内緒だけど、とにかく頑張 れ」では頑張れない時代になったともいえます。

#### 待遇への不満、将来への不安も解消

他の人の業務や評価を羨むのは、自分も給与を上げ たい、昇進したい、あの業務につきたい、という気持ち があるからに他なりません。人事評価制度は、「あの資 格を取ればデスクワークメイン」「顧客満足度が上がれ ば昇進 | 「在職年数を満たせばあの業務につける | とい うように、望む結果のために必要な条件とプロセスを公 開することで、「頑張ってもどうせ評価されない」という 諦めを払拭してモチベーションに方向性を持たせます。 社内でステップアップしていけば目標の給与や業務に到 達できるのであれば、失業の危機を賭けて転職という博 打にでる人はいないでしょう。

#### 佐賀事務所でのご対応例

とある顧問先様から、中間管理職の離職を抑制したい 旨、ご相談がありました。ヒヤリングの結果、「通常の職 務に加え、新人の育成や部下のフォローを"当たり前"に 求められる」、選手兼コーチとして試合に勝ちながら、 新人を育てて当然といわれるのが辛い、ということでし た。顧問先様は、「新人や後輩の育成」を当たり前とせ ず、今後評価すべき基準として重きを置くこと。そしてこ の機会に社内で「可視化と共有」をすることで風通しの 良い職場づくりをしたいと、人事評価制度の導入を決断 されました。

ご要望やお悩み、展望などをお伺いし、 オーダーメイドでご対応します。 社員様への制度の周知セミナー等、 導入支援、アフターフォローまで、 社) 佐賀事務所にお任せ下さい。



### 事務所報コラム

~「人」への誠意や会社の成功に必要なこと



ストライキともなれば、アマゾンや楽天、アスクルといった消費者に身 近な通販業者が、その動向を見守るコメントや、配送遅延のお知らせ を出すことも。新卒時から港湾・物流一筋に、後に自ら会社を興し創業社 長として育ててきた山崎商事有限会社・山崎商運株式会社代表取締役山

#### あまりに無謀な挑戦でした

昭和から平成に変わる年、私は高校を卒業して卒業式の翌 日から一部上場の港湾企業に就職しました。初めて見る重機 や一般的には見る事のできないあらゆる貨物、市場に出る前 の商品を扱い、見る物、触れる物がとても新鮮でフォークリフ トという乗り物も面白く、仲間にも恵まれ仕事も楽しく、充実 した毎日を送る中で2年を経過する頃。今となってはとんでも ない事を考えてしまったのです。自分で港湾に於ける作業会 社を始めよう。若干21歳。経営のイロハも知らず、その勉強を しようともせず…、あまりに無謀な挑戦でした。

#### 

それから28年。一度も「儲かってるな」と感じた事も味わった事 もありませんが、何とか倒産せずに継続できています。 最初の16 年は自らも現場に立ち、自分で集めた従業員にフォークの技術を 教え、資格を取らせ、採用・退職を繰り返し何とか維持してきまし た。当時は事務所もなく、喫茶店やファミレスで面接していまし た。平成16年、やっと今の事務所を開設。しかしながら、まだ現場 作業もあり殆ど事務所での仕事はありませんでした。それから3年 後、元請様との専従契約が解放されました。今まで出来なかった 他のお客様の御依頼を受けられるようになり、従業員も少しずつ 増えていきました。平成24年には特定労働者派遣を利用したトラッ クドライバーの派遣も行い、更に従業員を増やす事ができました。

#### 経営は常に厳しい状態

しかし、どこの元請様も決して良い単価を頂けていた訳で はないので、経営は常に厳しい状態。従業員が増えれば保 健・税金も伴って上がる…。 しっかり納付できる程の利益など 出せていなかったので、何とか薄利多売で更に従業員を増や す以外の方法はありませんでした。運送業は応募はあっても 面接に来ない。採用しても初日から来ない。数日で、無断で出 勤しなくなる…。そんな事が当たり前の業界なので、中々良い 人材を確保する事もできず、また、従業員が増えれば中にはよ ろしく無い人物も含まれます。でもまだ社労士さんにお願いす る資金もない…。八方塞の状態が常に続く事となりました。

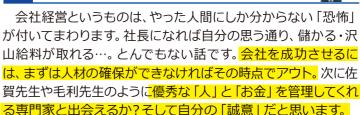
#### **♪** 私を常に快くサポートしてくれました

そんな折、定期的に会っていた高校の同級牛に、会社内での トラブルについて愚痴をこぼしていたところ紹介してくれたの

が佐賀先生でした。まさに「戦う社労士」で、労働問題だけで はなく、資金面や経営方法等、私を常に快くサポートしてくれ ました。また、24年に渡り弊社の税務管理をしてくれていた税 理士さんの引退に伴い、大変優秀で頼もしい税理士・毛利先 生を紹介してくれました。

佐賀先生を顧問に迎えてから、一度も安心させた事はあり ません。「最早、ここまで…」という局面を何度迎えたかは分 かりませんが、その度に佐賀先生と毛利先生にお助け頂き何 とかここまでやってこれました。いつも「大変申し訳ない」と いう気持ちと感謝しかありません。今でもたまに「もし現在自 分が普通のサラリーマンだったら、会社経営をしようと思う か?」という質問を受けますが、答えは「絶対やらない」です。

#### やった人間にしか分からない「恐怖」



私の様な無知な経営者には、「人」と誠意を持って接する事くら いしかできません。自分を支えているものは何か?自分の周りには 何が居るのか?機械ではありません。「人」です。中には救いようの 無い人材もいますが、相手が従業員だからと言って、自分の方が 偉い訳ではありません。会社は従業員さんがいて、初めて成り立つ ものだと思います。そして、人は心で動くと思います。ですから従業 員さんの話を極力聞いてあげる。そこが大切だと思います。

今年6月、以前弊社に在籍していた従業員が、10年程他社で の営業・人材収集の勉強を終え戻って参りました。彼の功績に より、更に従業員も増えました。もう暫く過去の負の遺産処理 に追われますが、あと数ヶ月で正常な状態に戻れそうです。

#### 「絶対やらない」の理由

「絶対やらない」の理由は、もし起業した時、佐賀先生や毛 利先生、現在弊社に在籍してくれている良い人達とまた出会 えるか?そう考えると、きっと無いだろうと思うからです。しか し今は、皆さんが居る。「経営者になってみて良かった」と思 える日まで、皆さんに頼りながら頑張って参ります。今後とも 宜しくお願い致します。

貢献していきます。神奈川・横浜・川崎・東扇島・大井・大黒・本牧でのお仕事なら、山崎商事・山崎商運にお任せ下さい! ■山崎商事有限会社 ■山崎商運株式会社 ■厚木営業所 ■厚木車庫 ■大黒営業所

〒221-0021 横浜市神奈川区 子安通3-289 渡邉ビル3F TEL 045-442-2344

FAX 045-442-2343

〒221-0021 横浜市神奈川区 子安通3-289 渡邉ビル3F TEL 045-442-2344 FAX 045-442-2343

〒243-030 神奈川県愛甲郡 愛川町中津7314-3-202

〒243-030 神奈川県愛甲郡 TEL/FAX 046-286-0344 TEL/FAX 046-286-1234

〒230-0054 横浜市鶴見区 TEL 045-947-2233 FAX 045-947-2260

■ホームページ http://www.yamazakishoji.com





**収得が義務付けられて、もうすぐ一年** 労働者の権利であり、企業の義務でもありますが、その運用はなかなか厳しいのが現実…

#### 年休と退職の運用に困っています

とある顧問先様から、そんなご相談がありました。医 療法人のため、定時中には一定数の国家資格者の勤務 が義務付けられています。加えて空前の人手不足。夜勤 や代休もある中で、なかなか職員の方の申請通りに年休 を付与することができないこと。そして国家資格職であ るが故、転職のハードルが低く入退頻度が高いとか。

### 「でも、法律では・・・」

この顧問先様では、国家資格者の補充人員募集の困 難さから、退職の申し出は3ヶ月前と就業規則で規定し ているのですが、なかなか守られていないのが現状。 1ヶ月前の申し出はまだ良いほうで、インターネットの 普及などもあってか、「でも、法律では2週間前に言えば いいんですよね」という人もいたり…。

#### 「退職の申請をした後は働きにくい」

辞めると決めたのはともかく、なぜ早く申し出てくれ ないのか。じっくり話を聞いてみると、『辞めると言って しまった後に働く期間を短くしたい』というのが大きな 理由でした。

退職を申し出た人に対して、どうせ辞めてしまうからと 打ち合わせから外したり、今後の予定を伝えないといっ た行為を見て、自分が辞める時はギリギリまで言わない と決めていたといいます。

### 「休みたい日に休みたい」



年休も同様で、業種柄、年末年始やゴールデンウィー ク、春休みや夏休みといった「休みの希望が重なる時期」 には実際に休める人の数はどうしても限られますから、 希望通りに休めない人も発生しますが、「でも、労働者の 権利ですよね」と、なかなか理解を得られないことも。

#### 内規を制定してみませんか?

法律や就業規則に従うだけでは職場がまわらないの が現実。労働者の権利を厳守したら、患者さんの権利が 損なわれてしまうからです。そこで今回、ご提案したの が"内規"の導入です。

### ■内規と就業規則の違い

就業規則は、給与や年休、異動、定年、各種の休業や 復職等、社内のあらゆることを網羅した「会社の憲法」 と言っても過言ではない重要な規則です。法律に従った 手続きをとれば、就業規則には一定の効力が生じます。 社員にアレコレ義務付けたり禁止したり、そして違反行 為があった時には懲戒処分ができたりします。一方、内 規は破ったからといってペナルティがあるものではあり ません。就業規則だけではフォローしきれない部分がス ムーズに運用できるよう、補完するものです。

#### 内規はモラル

例えば、退職の申し出後に居心地が悪くならないよう十 分な配慮をするとか、春休みに長期休暇を取得したら夏休 みは他の人に譲るとか。お互いが気持ちよく働けるよう、お 互いに配慮することが、結果として居心地の良い職場をつ くるという、当たり前の方法を具体的に記したものです。

#### 暗黙の了解だったもの

大人として。社会人として、職業人として。これまで は、こうあるべきというモラル、良識が社会で共有され ていました。しかし、ここ最近は価値観の多様化や年功 序列制の崩壊等から、継承され難くなっています。昭和 世代には当たり前の気遣いも、平成世代にとっては「法 律的には問題ないし、権利だし」というギャップが生じて いる訳です。

#### 様々なギャップを埋めるために、御社の内規を作成してみませんか?どうぞ、社)佐賀事務所にご相談下さい!

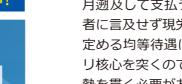
## お困りごと、何でもご相談ください!!



佐賀事務所では、従業員ご本人様の人事労務相談のみならず、 配偶者様、お子様他、ご家族皆様の勤務先でのご相談も承ります。

「家族がリストラにあいそう」「子供がバイト先で強制シフトを組まれ、学校に支障が出ている」など お困りごと、何でもご相談ください。 回線回

〒115-0045 東京都北区赤羽1-10-1 ショーエービル3F 営業時間/9:00~18:00 TEL.03-5249-3326 FAX.03-3598-1827 定休日/土日祝 (※休日対応は個別にご相談ください。) http://www.saga-sr.com yutaka-saga@mtj.biglobe.ne.jp 赤羽の社労士ブログ→



の是正勧告は紙切れに等しい」というインパクトある判決の ため、別名「札幌労働基準監督官事件」とも呼ばれています。 労基署にとって触れられたくない・知られたくない脛の傷。

## 労使相愛を実現する会

社会保険労務士法人 佐賀事務所 株式会社 佐賀人事総研 TEL.03-5249-3326

2020 January

顧問先様A社に 労働基準監督署が入りました

人事評価制度の導入で 定着率アップ!

「人」への誠意や会社の 成功に必要なこと

"内規"導入のご提案

発行元:社会保険労務士法人 佐賀事務所 株式会社 佐賀人事総研 赤羽の社労士ブログ https://ameblo.jp/saga-sr/



皆様、いつもお世話になっております。

先日、顧問先様A社に労働基準監督署(以下:労基署)が入り ました。単なる臨検・定期監督ではなく、「差し押さえ令状持参 の強制捜査」。ドラマさながらの光景に、居合わせた社員の方 は皆、茫然自失状態に陥ったそうです。ただ捜査に手慣れた様 子は無く、戸惑いながら押収する労基署の素人っぽさに、皆さ ん直ぐに我に返ったのだとか…。

後日顧問先様からお預かりした押収品目録交付書を見る と、前回臨検の際に既に提出済みの出勤簿、賃金台帳の他に、 労基法違反に関する捜査には全く関係の無い決算報告書や 稟議書も押収していった様です。これらは本来、特別司法警 察員に変身しなければ出来ない捜査。臨検に次いでのこの措 置、労基署の本気度は認めますが、本件、其処まですべき・さ れるべき被疑事件ではありませんでした。では、なぜこんな 大事になってしまったのか?その原因は私のミスリードに あります。自分に嘘は付けません。心当たりを「言い訳と反 省」を交えながら綴ります。

#### 》1、労基署に上申書を提出した事。

今回の強制捜査の前段として、A社に臨検が入ったときの ことです。

時間外割増賃金の単価間違えを指摘の上、未払い分を6ヶ 月遡及して支払うよう是正勧告を受けました。しかし、退職 者に言及せず現労働者のみを優遇するもので、労基法3条に 定める均等待遇に明確に抵触します。そのため、書面でズバ リ核心を突くのではなく「頭を下げて、言う事を聞かない」姿 勢を貫く必要がありました。

#### ≫ 2、労基署に共栄交通事件判旨を送った事。

この事件は、四半世紀前に札幌地裁から出された「労基署

私としては「民事不介入を否定するような指導、労基署の胸 三寸次第と云った開き直りは、行き過ぎた越権行為である」 と承知して欲しかったのです。しかし面目を潰されたお役所 が甘受する訳もなく、今回の強制捜査へ繋がってしまいまし た。読みを誤った・不覚を取ったと深く反省しています。

A 社の今後は、社長の逮捕・罰金刑・不起訴の三択です。 「割増賃金の単価を給与計算時に間違えたこと」で逮捕され るとは到底考えられません。罰金刑?これも恐らくないで しょう。不起訴になるだけ。労基署もそれは知っているで しょう。いずれにせよ、行政手続法第32条2項では、指導に従 わない法人に対しての不利益取り扱いを禁じています。そし て、A社の意向次第では、逆にこちらが労基署を訴える事も 可能です。現在も引き続き、労基署の任意調査中のこの案件。 結果は後日、お知らせ致します。





#### 上申書

貴職の令和元年○月☆日付是正勧告書および同日付 指導票第◇項につき、以下上申致します。

貴職からは、弊社の労働者に対し、時間外労働に対す る割増賃金を支払うよう指導されております。確かに、 労働基準法第37条1項に定める時間外労働に対する「割増 賃金の単価を給与計算時に間違えたこと は、同法第119条 が罰則をもって禁じている事柄に該当します。しかしな がら、個々の賃金支払請求権は、民事上の債権であり、債 権者たる従業員が行使して初めて請求権が現実化するも のです。

したがって、当社としては、債権者たる従業員より支 払請求がなされた場合、その内容を検討し、支払義務が あれば支払う所存ではありますが、 債権者からの支払 請求がない現状において、支払義務の有無を調査・確認で きない以上、支払への手続を取る必要はないと考えます。

「貴職が従業員の立場を代理し、職権を行使して弊社 に支払を請求しているのであれば、民事関係への介入 (=民事不介入の原則に抵触)を意味し、公的機関たる貴 又、6ヶ月遡及して是正を求める根拠は「私の胸三寸」とは 言語道断。労基法は労働刑法、刑法は罪刑法定主義です から、厳格適用が求められ類推適用は許されない旨、付言 致します。

以上